「年収の壁突破」総合対策促進奨励金 交付要綱

令和7年4月1日付7東し企雇第110号

(目的)

第1条 「年収の壁突破」総合対策促進奨励金(以下「奨励金」という。) は、女性社員のキャリア自律と人材確保に向け、配偶者手当の見直しや社会 保険に加入した非正規雇用者向けの手当等の新設、「年収の壁」に伴う現場 の問題解決に取り組む企業に奨励金を交付することで、働く意欲のある女性 がその能力を十分に発揮できる環境を整備していくことを目的とする。

(通 則)

第2条 公益財団法人東京しごと財団(以下「財団」という。)が実施する奨励 金の交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

- 第3条 この要綱における定義は、次に定めるところによる。
 - (1) 事業主とは、雇用保険法第5条第1項に規定する雇用保険の適用事業の事業主をいう。
 - (2) 中小企業事業主とは、国の雇用関係助成金支給要領の第1共通要領の 定める範囲のものをいう。
 - (3)「配偶者の収入要件のある配偶者手当」の「配偶者手当」とは、企業において配偶者がいる従業員に対して支給する手当であり、「扶養手当」、「家族手当」などと称され、就業規則に現に規定されているものをいう。 ただし、その手当の名称は問わない。
 - (4) 非正規雇用者とは次に掲げる正規雇用者以外の者をいう。ただし、派遣 労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関す る法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をい う)を除く。
 - ア 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者
 - イ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規 定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な 昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇

が適用されている労働者

(奨励対象事業者の要件)

- 第4条 この要綱において、奨励の対象とする事業者(以下「奨励対象事業者」 という。)は、中小企業事業主であって、次の各号を全て満たしている者とす る。
 - (1)都内で事業を営んでいること。
 - (2) 都内に勤務する常時雇用労働者を1名以上雇用していること。なお都内 に勤務する常時雇用労働者1名は6か月以上継続して雇用していること。
 - (3) 就業規則を作成して労働基準監督署に届け出ていること。
 - (4) 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱(平成 31 年 3 月 19 日付 30 総行革監第 91 号)に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は 都が設立した法人でないこと。
 - (5) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
 - (6)過去5年間に、国・都道府県・区市町村及び東京しごと財団等の助成事業において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。または、当該不支給決定又は支給決定の取り消しに係る交付申請に関与した者(法人の場合、代表者個人を含む。)ではないこと。
 - (7) 労働関係法令について、次のアからキを満たしていること。
 - ア 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額(地域別、特定(産業別)最低賃金額)を上回っていること。
 - イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。
 - ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働 に関する協定(36協定)」を締結し、遵守していること。
 - エ 労働基準法に定める時間外労働の上限規制を遵守していること。
 - オ 労働基準法第 39 条第7項(年次有給休暇について年5日を取得させる義務)に違反していないこと。
 - カ 前記以外の労働関係法令について遵守していること。
 - キ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置をとっていること。
 - (8) 都税の未納がないこと。
 - (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第

- 122 号) 第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗 関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類 する事業を行っていないこと。
- (10) 暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。)、暴力団(同条第 2 号に規定する暴力団をいう。)及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。
- (11) 財団が別途募集要項で定めた受付期間中に事前エントリーを行い、事前 エントリー当落選結果通知をEメールにて受け取っていること。
- 2 その他、財団理事長(以下、「理事長」という。)が適当でないと判断した 場合は本奨励金の対象外とすることができる。

(奨励対象事業及び奨励条件)

- 第5条 奨励対象事業は、働く意欲のある女性がその能力を十分に発揮できる環境を整備するために奨励対象事業者が実施する、次に掲げる事業とする。
 - (1)「年収の壁突破」総合対策促進事業
- 2 前項の奨励事業の内容は別表1のとおりとする。
- 3 奨励条件は、次の各号に掲げるコースのいずれか、又は両方のコースの取組を本条で定めた取組期間内に実施することとする。
- (1)配偶者手当見直しコース
- (2) 社会保険加入促進コース
- 4 前項(1)の配偶者手当見直しコースの奨励金は、奨励対象事業者が以下 アとイのいずれの要件も満たし、別表1に掲げる当該コースに必要な取組を 交付決定日から3か月以内に行い、理事長が必要かつ適当と認めたものにつ いて、予算の範囲内において交付する。
 - ア. 就業規則に配偶者の収入要件がある「配偶者手当」に関する規定があること。
 - イ. 事前エントリー日から過去5年以内に、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」に関する手当の支給実績があること。
- 5 社会保険加入促進コースの奨励金は、奨励対象事業者が以下アとイのいずれの要件も満たし、別表1に掲げる当該コースに必要な取組を交付決定日から3か月以内に行い、理事長が必要かつ適当と認めたものについて、予算の範囲内において交付する。
 - ア. 就業規則に「新たに社会保険の対象とする非正規雇用者が負担する社

会保険料に関する手当等」の規定がないこと。

イ. 新たに社会保険の加入対象となる可能性のある非正規雇用者がいること。

(奨励額)

第6条 奨励金の金額は、一奨励対象事業者に対し、別表1に掲げる1コース のみ申請した場合は30万円とし、両コースに申請した場合は50万円とする。

(奨励対象事業の取組期間と実施期間)

第7条 奨励対象事業の取組期間は、交付決定日から3か月以内とし、事業実施期間は、交付決定日から4か月以内とする。

(事前エントリーへの応募と選考)

- 第8条 奨励金の交付申請を行おうとする事業主(以下「申請事業主」という。) は、事前エントリーを行わなければならない。なお、事前エントリーは事業主 を単位とする。
- 2 事前エントリー数が各回の募集企業数を上回った場合は、各回の受付期間 終了後に抽選を行い、事前エントリー当落選結果通知メールにより、受付期 間終了日から概ね5営業日以内に事前エントリーを行った申請事業主に通知 する。
- 3 事前エントリーは一申請事業主あたり同一年度1回限りとする。ただし、 事前エントリーの抽選の結果、当選できなかった申請事業主は次回以降の回 に事前エントリーを行うことができる。

各回の事前エントリーの受付期間は別途募集要項で定める。

(交付の申請)

- 第9条 申請事業主は、事前エントリーに当選した場合に、次の各号に掲げる 全ての交付申請に係る書類を別途募集要項に定める期限までに理事長に提出 しなければならない。なお、申請は一申請事業主あたり同一年度1回限りと する。また、一申請事業主が同じコースへ再度申請することはできない。
- (1)「年収の壁突破」総合対策促進奨励金交付申請書(様式第1-1号)
- (2) 事業所一覧(様式第1-2号)
- (3) 就業規則見直し計画書(様式第1-3号)
- (4) 誓約書(様式第2号)
- (5) 就業規則

- (6) 賃金台帳(社会保険加入促進コースのみを実施する場合は除く)
- (7) その他理事長が必要とする書類
- 2 当該交付申請にあたっての提出書類は前項に定めるもののほか、別途募集 要項に定める。
- 3 申請は令和8年2月27日又は東京都の出えん金により財団が創設した 基金の予算の全額が執行された日のいずれか早い時点までとする。

(交付決定)

- 第10条 理事長は、前条の規定により申請事業主から申請があった場合は、 その内容を審査の上、次の各号のとおり交付決定又は不交付決定を行う。
- (1)審査の上、適当と認められたときは、速やかに交付決定を行い、交付決定通知書(様式第3号)により、当該交付決定の内容及びこれに付した条件について、当該交付決定した申請事業主(以下「奨励事業主」という。)に通知する。なお、交付決定額は奨励金支給額の上限とする。
- (2)審査の上、適当と認められないときは、速やかに不交付決定を行い、不 交付決定通知書(様式第4号)により、当該不支給決定の内容及び理由 について、当該申請事業主に通知する。

(債権譲渡の禁止)

第11条 奨励事業主は、第10条第1号に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(事前エントリーの辞退)

- 第12条 事前エントリーに当選した申請事業主は、事前エントリー当選後に 本奨励金の事前エントリーを辞退しようとするときは、遅滞なく、「年収の壁 突破」総合対策促進奨励金事前エントリー辞退届(様式第5号)を理事長に 提出しなければならない。
- 2 事前エントリーに当選した申請事業主から、事前エントリーの辞退があった場合は、当該事前エントリーはなかったものとみなす。

(名称等事業主に係る変更の届出)

第13条 奨励事業主は、その名称、所在地、代表者等事業主に係る事項に変 更が生じた場合は、速やかに「年収の壁突破」総合対策促進奨励金変更届出 書(様式6号)に関係書類を添えて理事長に提出しなければならない。 (申請の撤回)

- 第14条 理事長は、第10条の規定により交付決定の通知をした場合に、奨励事業主が交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知する。
- 2 奨励事業主は、前項に規定するほか、交付申請後に申請を撤回しようとするときは、第10条に規定する交付決定日から14日以内に、遅滞なく、その旨を記載した「年収の壁突破」総合対策促進奨励金申請撤回届(様式第7号)を理事長に提出しなければならない。
- 3 奨励事業主から申請の撤回があった場合は、当該申請に係る奨励金の事前 エントリー及び交付申請はなかったものとみなす。

(個別相談の利用)

- 第15条 第10条第1号により交付決定通知を受けた奨励事業主は、東京都が実施する「年収の壁」に関する個別相談窓口を第7条に規定する奨励対象事業の取組期間内に必ず2回利用し、奨励対象事業に係る相談を受けなければならない。
 - 2 個別相談窓口利用は、1回目は交付決定日から1か月以内に、2回目は 交付決定日から3か月以内に必ず実施しなければならない。
 - 3 当該相談窓口の利用方法等は、別途募集要項に定める。

(事業計画の中止)

- 第16条 奨励事業主は、第10条により交付決定した事業実施計画を中止する場合及び奨励対象事業を取組期間内に実施しない場合は、「年収の壁突破」総合対策促進奨励金中止届出書(様式第8号)を理事長に提出しなければならない。
- 2 前項により、奨励対象事業を中止した場合は、中止の理由に関わらず、本 奨励金の再度の事前エントリーはできないものとする。

(実績報告)

- 第17条 奨励事業主は、第7条に規定する取組期間内に奨励対象事業が完了 した場合に、次の各号に掲げる全ての書類を揃えて、第7条に規定する奨励 対象事業の実施期間内に理事長に提出しなければならない。
 - (1)「年収の壁突破」総合対策促進奨励金実績報告書(様式第9-1号)
 - (2) 就業規則見直し報告書(様式第9-2号)
 - (3) 労使協定

- (4) 労働基準監督署へ届出を行った改正後の就業規則
- (5) その他理事長が必要とする書類
- 2 当該実績報告にあたっての提出書類は、前項に定めるもののほか、別途募 集要項に定める。

(奨励金の額の確定)

第18条 理事長は、前条により実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告 に係る奨励対象事業の実績結果が交付決定の内容及びこれに付した条件等に 適合するものであるかを審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適合する と認めたときは、交付すべき奨励金の額を確定し、額の確定通知書(様式第 10号)により、奨励事業主に速やかに通知する。

(調査等)

第19条 理事長は、奨励事業主に対し、第9条で定める交付申請の内容又は 第17条で定める実績報告の内容について確認するための調査を行い、又は 報告を求めることができる。

(是正のための措置)

第20条 理事長は、実績報告の審査又は前条の規定による調査の結果、奨励 対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しない事実が 明らかになった場合には、これに適合させるために必要な措置を命ずること ができる。

(奨励金の経理等)

第21条 奨励事業主は、本奨励金に係る全ての関係書類を整理し、かつ、これらの書類を支給額の確定のあった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(奨励金の支払)

- 第22条 奨励事業主は、第18条の規定により通知を受けた場合において、 奨励金の支払を受けようとするときは、奨励金請求書兼口座振替依頼書(様 式第11号)を理事長に提出しなれければならない。
- 2 奨励事業主は、デジタル庁が提供する電子情報処理組織(以下、「Jグランツ」という。)を使用する方法により奨励金の支払を受けようとする場合は、前項によらず、別途募集要項に定める手続きを行わなければならない。

- 3 理事長は、前2項の規定により奨励金の支払の請求があった場合は、その 内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに支払うものとする。
- 4 奨励金は確定払いとする。

(交付決定の取消し)

- 第23条 理事長は、奨励事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。なお、不正の内容、奨励事業主及びこれに協力した関係者等について公表を行うことがある。
- (1)偽りその他不正の手段により奨励金交付を受けたとき、又は受けようと したとき。
- (2) その他奨励金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 廃業及び倒産等により奨励事業の実施が客観的に不可能となったとき。
- (4) 奨励事業主(法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業 員若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) その他この要綱による交付要件を満たさない事実が判明したとき。
- 2 前項の規定は、奨励事業について交付すべき奨励金の額の確定があった後においても適用する。

(奨励金の返還)

- 第24条 理事長は、前条の規定により奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に奨励事業主に奨励金が支払われているときは、 期限を定めてその返還を命じる。
- 2 前項の奨励金の返還期限は、当該返還を命令された日から起算して20日 以内とし、返還に係る手続は、所定の納付書によりその期日及び場所を指定 して行う。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第25条 理事長が第23条の規定により奨励金の全部又は一部を取り消した場合について、前条の規定により返還を命じた時は、奨励事業主は、当該命令に係る奨励金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該奨励金の額(一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- 2 理事長が奨励金の返還を命じた場合において、奨励事業主が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、奨励事業主は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても36 5日の割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第26条 前条第1項の規定により違約加算金を命じた場合において、奨励事業主の納付した金額が返還を命じた奨励金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた奨励金の額に充てる。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第27条 第25条第2項の規定により延滞金を命じた場合において、返還を 命じた奨励金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降 の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額に よるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第28条 非常災害等による被害や奨励事業主の責によらない事由等で、奨励 対象事業の遂行又は奨励対象事業の取組期間内に奨励対象事業の完了が困難 となった場合の奨励事業主の措置については、理事長が指示するところによ る。

(立入検査等)

第29条 理事長は、奨励対象事業の適正を期するために必要があるときは、 奨励事業主に対し報告を求め、又は財団職員を事業所に立ち入らせて関係書 類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(各種奨励金等との併給調整)

第30条 理事長は、奨励金の交付事由と同一の事由により交付要件を満たすこととなる各種奨励金のうち、国、都又は区市町村が実施するもの(国、都又は区市町村が他の団体等に出えん・委託して実施するものを含む。)との併給を認めないものとする。

(奨励金申請等の代行)

- 第31条 申請事業主は第9条に規定する交付申請及び第17条に規定する 実績報告の提出を他機関に代行の依頼をすることができる。ただし、申請事 業主が「委任状」の提出により代行させることができる者については、交付 申請日の前日から起算して過去5年間に東京都(東京都が他の団体等に出え ん・委託して実施するものを含む。)の助成事業において、不正受給に関与し た者を除く。その場合、交付申請書類提出時に委任状(様式第12号)を提 出しなければならない。
- 2 前項に定める手続きを、第32条のJグランツを使用する方法にて当該手続き等を行う場合は、代行を認めない。

(」グランツによる申請等)

- 第32条 次の各号に掲げる奨励金に係る手続き及び事務については、デジタル庁が提供するJグランツを使用する方法により行うことができる。
- (1) 第9条の規定に基づく奨励金の交付の申請
- (2) 第10条の規定に基づく奨励金の交付又は不交付に係る決定の通知
- (3) 第13条の規定に基づく名称等事業主に係る変更
- (4) 第14条の規定に基づく申請の撤回の届出
- (5) 第16条の規定に基づく事業計画の中止の届出
- (6) 第17条の規定に基づく実績報告
- (7) 第18条の規定に基づく奨励金の額の確定に係る通知
- (8) 第22条の規定に基づく奨励金の支払いの請求
- 2 Jグランツを使用する方法その他当該手続き等において定めのない事項については、理事長が指示するところによる。

(その他)

第33条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関するその他必要な 事項は、理事長が別に定める。

(奨励金の支給の実施)

第34条 奨励金の支給については、奨励金の事前エントリーを行った年度の 奨励金交付要綱及び奨励金交付要領に基づき実施するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和7年5月15日から施行する。

別表1 (第5条関係)

奨励対象事業の内容

1 以下の2コースのいずれか又は両方を取組期間内(交付決定日から3か月以内)に実施すること。

コース名	事業内容
配偶者手当見直しコース	(1)「配偶者の収入要件がある配偶者手当」について、下記 ①から③のいずれかの見直しを行うこと。 ①配偶者手当の収入要件を撤廃する。 ②配偶者手当を廃止し、他の手当に振り替える。 ③配偶者手当を廃止し、基本給に繰り入れる
	(2) 労使協定を必ず締結すること。
	(3)(1)について、労使協定を締結した後に、就業規則を 改正し、所轄の労働基準監督署に必ず届け出ること。
	(4)(1)に関連する社内周知及び社内研修を行うこと。
社会保険加入促進コース	(1)非正規雇用者が負担する社会保険料に関する手当を新設すること。なお、当該手当の対象となる非正規雇用者には同様の手当が既存にないこと。
	(2) 社会保険未加入の非正規雇用者1名以上が、新たに社 会保険に加入し、(1)の手当の受給対象となる計画を 作成すること。
	(3) 労使協定を必ず締結すること。
	(4)(1)について、労使協定を締結した後に、就業規則を 改正し、所轄の労働基準監督署に必ず届け出ること。
	(5)(1)に関連する社内周知及び社内研修を行うこと。

2 上記1を実施する際に、要綱第15条に定める「年収の壁突破」総合対策促進事業で実施する専門家による個別相談窓口を交付決定日から3か月以内に合計2回(各回1時間程度)必ず利用しなければなりません(1回目は交付決定日から1か月以内に必ず利用すること。)。ただし、2コース取り組む場合でも利用回数は2回です。なお、奨励金交付要綱で定めた期日までに、専門家による個別相談窓口の利用実績がない場合は本奨励金の対象外となります。